

宇治市公告第 6 4 号

木幡御蔵山配水管改良工事に係る条件付一般競争入札について

木幡御蔵山配水管改良工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、本工事は、「週休 2 日制工事」として、月単位の週休 2 日に取り組む工事です。

令和 8 年 9 月 1 1 日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 木幡御蔵山配水管改良工事

(2) 工事場所 木幡御蔵山地内

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

D I P - G X	φ 2 0 0	L =	1 . 4 m
-------------	---------	-----	---------

D I P - G X	φ 1 5 0	L =	4 2 9 . 3 m
-------------	---------	-----	-------------

D I P - G X	φ 7 5	L =	7 0 . 4 m
-------------	-------	-----	-----------

D I P - K	φ 1 5 0	L =	0 . 4 m
-----------	---------	-----	---------

D I P - K	φ 7 5	L =	0 . 6 m
-----------	-------	-----	---------

H I V P	φ 5 0	L =	9 . 9 m
---------	-------	-----	---------

弁栓類	N =	2 2 基
-----	-----	-------

給水管引込替	N =	4 4 箇所
--------	-----	--------

不断水分岐工	N =	2 箇所
--------	-----	------

不断水弁工	N =	4 箇所
-------	-----	------

配水管撤去工	L =	5 2 2 . 3 m
--------	-----	-------------

(4) 工 種 水道施設工事

(5) 工事期間 契約日から令和 9 年 3 月 2 4 日まで 1 4 7 日間

(6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を水道施設工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における水道施設の総合評定値（P）が700点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす主任技術者資格又は監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所技術者の場合は、建設業法第26条の5に定める要件を満たしていること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書

(配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和 8 年 9 月 1 1 日 午前 9 時から

令和 8 年 9 月 1 7 日 午後 2 時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で 2 メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 6 1 1 - 8 5 0 1

京都府宇治市宇治琵琶 3 3 番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和 8 年 9 月 1 1 日 午前 9 時から

令和 8 年 9 月 1 7 日 午後 2 時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和 8 年 1 0 月 5 日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行

う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和8年 9月11日 午前9時から

令和8年10月21日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和8年 9月11日 午前9時から

令和8年10月 6日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和8年10月13日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和8年10月20日 午前9時から午後6時まで

令和8年10月21日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和8年10月22日 午前9時00分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、92,840,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1 4 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の 100 分の 3 相当額の違約金を徴収する。

1 5 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

1 6 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

1 7 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に 100 分の 40 を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

1 8 閲覧

宇治市財務規則（昭和 44 年宇治市規則第 1 号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成 4 年宇治市水道事業管理規程第 14 号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

1 9 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1 から 19 までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1 から 1 9 までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 6 1 1－8 5 0 1

所在地 京都府宇治市宇治琵琶 3 3 番地

電話番号 0 7 7 4－2 0－8 7 1 6

FAX番号 0 7 7 4－2 0－8 7 7 8

工事入札参加者の皆様

工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）

工事の入札参加にあたっては、以下の事項に十分注意してください。

1) ランダム係数を用いた最低制限価格制度の適用

工事種別ごとの発注基準に基づき、下表の工事については、「ランダム係数を用いた最低制限価格制度」を適用します。ただし、一般土木、建築、電気、水道施設、管の工事種別について、予定価格が1億円以上であっても予定価格を事前に公表する場合は、本制度を適用します。

工事種別	予定価格	工事種別	予定価格
一般土木	概ね1億円未満	管	概ね1億円未満
建 築	概ね1億円未満	舗 装	6千万円未満
電 気	概ね1億円未満	塗 装	6千万円未満
水道施設	概ね1億円未満	造 園	6千万円未満

（上記以外のその他専門工事では、6千万円未満に適用します。）

（1）「最低基準価格」の算出（求め方）

最低基準価格は下記の算式により算出した額とします。ただし、その額が予定価格（税抜き）の75%を下回る場合は75%、92%を上回る場合は92%の額とし、1,000円未満を切り捨てた額とします。

$\text{最低基準価格（1,000円未満切り捨て）} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$

（2）「最低制限価格」の算出（求め方）

最低基準価格に、パソコンからランダムに抽出される係数（「1.0000」から「1.0099」までの数値（小数点以下第4位まで）をいう。）を乗じて得た額（10円未満切り捨て）とします。ただし、算出された額が予定価格（税抜き）の92

%を上回る場合は92%の額とします。

なお、令和8年度より、予定価格が6千万円以上から1億円未満又は予定価格が1億円以上であっても予定価格を事前に公表する場合の工事については、最低基準価格を事後公表（入札結果と併せて公表）としています。

（3）落札者の決定方法について

予定価格以下で最低制限価格以上の応札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。なお、その最低価格での入札者が2者以上の場合は、くじにより落札者を決定します。

2）内訳書の提出について

予定価格が130万円以上の工事案件において、入札時に内訳書の提出を求めます。様式は「任意」としてありますが、作成に当たっては次の点に注意してください。

（1）内訳書に記載すべき内容

内訳書には、必ず次の項目を具備してください。

- ①工事名
- ②商号又は名称
- ③代表者氏名（電子入札のため代表者印は不要）
- ④『提出用内訳書』に記載された全項目及びそれに対応する金額

※ ④については、本市が案件毎に閲覧設計書とは別に準備する『提出用内訳書』の中の項目と同一の項目を全て記載したものにしてください。

（2）提出方法

入札の際に、京都府電子入札システムにより提出してください。

（3）失格となる場合

I．内訳書を提出しなかった者

II．次の項目のうち、いずれかに該当する内訳書を提出した者

- ①内訳書に記載すべき内容（上記（1）①～④）のうち、いずれかひとつでも脱落しているもの
- ②異なる工事名、商号又は名称、代表者氏名が記載されているもの（明らかな誤記を除く。）
- ③『提出用内訳書』に記載のない工種や種別が記載されているもの
- ④内訳書の計算に誤りがあるもの
- ⑤内訳書に記載の工事価格と入札額が異なるもの

(4) 労務費等の記載について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、入札の際に入札金額の内訳として、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの」を記載しなければならないこととされたため、内訳書の様式に以下の項目を追加します。入札の際には記載して提出してください。

①材料費

②労務費

③法定福利費（労災保険料、雇用保険料、健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料等の事業主負担額）

④建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金）

⑤安全衛生費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費）

※ 当面の間は、上記の項目について内訳書の記載に不備があった場合でも失格としませんが、落札決定後速やかに不備のない内訳書を提出してください。なお、（４）労務費等の記載について以外の内訳書の記載内容については、従前どおり不備があれば失格となります。不備の内容によっては、記載内容について確認を行う場合があります。

※ 詳しくは、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/98929.html>）をご確認ください。

3) 監理技術者又は主任技術者及び現場代理人について

本工事に配置される監理技術者又は主任技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）は専任となるが、監理技術者又は主任技術者が他工事を兼任する場合は、配置予定技術者調書にその旨を記載すること。

開札日が同日又は開札日は異なるが入札日が同日の他の工事を落札し、参加表明時に提出された技術者等をあてることができないと判断した場合には、自動的に辞退扱いとして処理します。なお、参加表明時に複数の技術者等を提出している場合で、そのうちの一部の技術者等を配置することができなくなった場合には、必ず**入札書受付開始日の1営業日前の午後5時までに**宇治市総務・市民協働部契約課に持参又はファックス（電話にて到着確認をしてください。）により書面にて提出してください。落札したにもかかわらず、技術者等をあてることができない場合には、違約金の徴収及び指名停止措置の対象となりますので、ご注意ください。

4) 建設業退職金共済制度の活用について

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業の振興と発展に資することを目的とした制度です。工事施工中に新たに「共済証紙」を購入したり、追加で購入した場合においても、「掛金収納書」（原本）を提出してください。

5) 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

入札において、同一入札に参加することのできない資本関係又は人的関係のある会社の二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とします。ただし、そのうちの一者が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではありません。また、この場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、宇治市工事等入札心得第19条第2項の規定に抵触しません。

6) 社会保険等の加入について

本件は下請負人を含め、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していることを参加条件としていますのでご注意ください。

7) 建設工事の入札における違算等の取扱い

違算等で予定価格（設計額）に変更が生じる場合であっても、入札書受付開始前の段階で違算等が判明し、違算等の程度が軽微な場合は、予定価格等を変更し入札を続行できることとします。ただし、軽微な違算等であっても、積算内容の変更により、入札参加資格要件に変更が生じる場合等は入札を中止します。また、入札書受付開始から開札までの間に違算等が判明した場合は入札を中止し、違算等の程度が軽微な場合で、かつ入札参加資格要件に変更が生じない場合等は、指名競争入札へ移行できることとします。ただし、入札書を提出する以前に入札参加資格申請等を取り下げた者、入札を辞退した者、入札不参加の者は指名しません。

8) 指名業者の事後公表拡大について

予定価格1億円以上の工事を除く全ての入札・見積において、指名業者（入札・見積参加者）を事前公表としていましたが、談合等の不正行為防止の観点等から、全ての入札・見積で指名業者を事後公表とします。

9) 競争入札参加資格者への連絡方法について

入札、契約等に係るお知らせ（京都府電子入札システムより送信されるメールを除く）は、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

※「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるよう設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。なお、送信するメールアドレスは「keiyakuka@city.uji.kyoto.jp（契約課）」「k-soukatsu@city.uji.kyoto.jp（建設総括室）」です。

10) 電子保証について

電子保証とは、従来の書面で発注者に提出していた契約保証、前払金保証及び中間前払金保証の保証証書について、インターネットを介した方法により提出することができる仕組みです。電子保証の対象となる保証証書は、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）による契約保証、前払金保証及び中間前払金保証となります。詳しくは、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/86848.html>）をご確認ください。

11) 建設リサイクル法対象工事の契約締結事務手続きについて

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する一定規模以上の建設工事（対象建設工事）については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等することが義務付けられています。下記の工事が対象となりますので、「法第13条及び省令第7条に基づく書面」を京都府入札情報公開システムの入札公告・入札情報の本案件のページからダウンロードし、記載例に従い必要項目を記入の上、契約書約款の最終頁として綴じてください。

①建築物に係る解体工事の場合 ※床面積 80 m²以上

②建築物に係る新築工事等の場合 ※新築・増築 500 m²以上、修繕・模様替等 1 億円（税込）以上

③建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）の場合 ※500 万円（税込）以上

下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市行政資料コーナー及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。

確 認 事 項

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5, 000万円（建築一式工事の場合は8, 000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。（建設業法第16条及び第26条第2項）

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、
本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

電子契約サービスの運用開始について

この度、契約手続きの効率化及びペーパーレス化の推進を目的として、電子契約サービスの運用を開始します。

●電子契約の概要

電子契約とは、インターネットを利用し、契約書の確認及び締結を行う仕組みであり、紙媒体による印刷、押印及び郵送等の手続きを要しないものです。詳細は以下の URL を参照してください。

(宇治市電子契約サービス URL) <https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/102646.html>

●対象となる契約

令和 8 年 8 月 1 日以降に公告する、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供案件のうち、受注者が電子契約を希望する案件に利用いただけます。

なお、法令で書面による契約が義務付けられているもの、少額随意契約のもの（工事等担当課が見積書を徴取し契約する案件）及び受注者が電子契約を希望されないものについては、従来どおり書面による契約とします。

●手続きの流れ

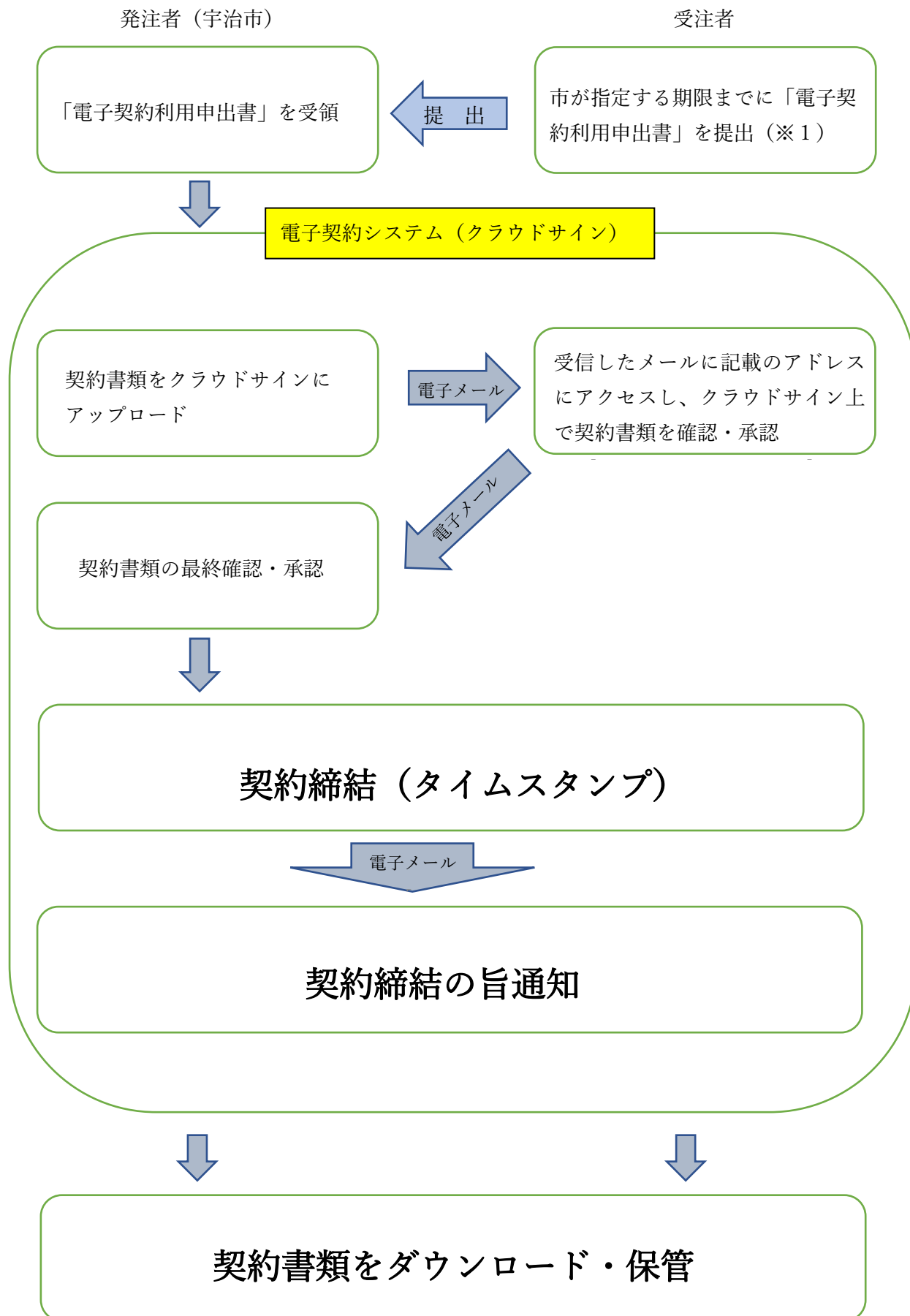
別紙、「電子契約フロー」図をご参照ください。

●留意事項

電子契約利用申出書に記載可能なメールアドレスは、契約締結権限者及び担当者の計 2 名までとします。なお、同一メールアドレスの重複登録は認められません。

●電子契約による契約を希望される場合は、別添の「電子契約利用申出書」に必要事項を記入の上、参加表明時に、京都府電子入札情報公開システムを通じて添付書類として提出してください。

電子契約フロー



※１ 建設工事及び測量・コンサルタント等業務は、京都府入札情報公開システムにて参加表明時に添付書類として提出。物品等の供給及び役務の提供は参加表明書に電子契約を希望する旨を記入し、落札業者のみ電子メールにて提出。